

1 計画の基本的な考え方

1. 1 計画策定の背景

本市は、平成 22 年 3 月に温室効果ガス*の排出を削減し、地球温暖化*防止に向けた施策等を重点的かつ計画的に推進するため、新たに「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。この現行計画は、京都議定書*目標達成計画*を勘案したものであり、「ストップ・ザ・温暖化プラン」として、計画の推進にあたっており、市自らの率先的な取り組みを充実し、平成 26 年度末で太陽光発電*導入件数が全国で約 1,700 ある市町村で 23 位となるなど一定の成果をあげています。

国においては、京都議定書第一約束期間の満了（2012 年度）後、平成 25 年には、温室効果ガス排出量を平成 32 年度（2020 年度）に平成 17 年度（2005 年度）比 3.8%削減する目標を設定したほか、地球温暖化対策の推進に関する法律*（以下、「温対法」という。）の改正を行いました。また、東日本大震災以降のエネルギー環境の変化に対応し、平成 26 年に新たなエネルギー基本計画*を決定するとともに、平成 27 年 7 月には COP*21 に向けた「日本の約束草案」において「平成 42 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で温室効果ガスを 26%削減する」との目標を表明しました。目標の達成に向けた対策・施策の例示はありますが、具体的な計画は未策定の状況です（日本の約束検討草案の抜粋は参考資料のデータ集に掲載）。

愛知県においては、平成 24 年に「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を策定し、平成 32 年度（2020 年度）における温室効果ガスの排出量を平成 2 年度（1990 年度）比で 15%削減することを目標に対策を推進しています。また、温対法に基づき、愛知県地球温暖化防止活動推進センターを設置し、地球温暖化について啓発・広報活動を行うとともに、活動団体等への支援を行うなど、県域における取り組みを推進しています。

平成 26 年 12 月に本市が実施した市民・事業者を対象としたアンケート調査においては、地球温暖化に対する関心が高く、気候変動を身近に感じる、気候変動の影響による災害の発生などについて不安があるとの結果が得られました。

このような背景を踏まえた上で、市民・事業者や豊橋市地球温暖化対策推進会議などの意見を取り入れ、今後の地球温暖化対策の指標となる計画に改訂する必要があります。

1. 2 計画策定の目的

地球温暖化に関しては、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*」の 5 次わたる評価報告書をはじめ様々な知見が示されており、将来の地球環境への深刻な事態が想定されています。将来世代に少しでも良い環境を渡すため、地球温暖化対策の更なる推進が求められています。

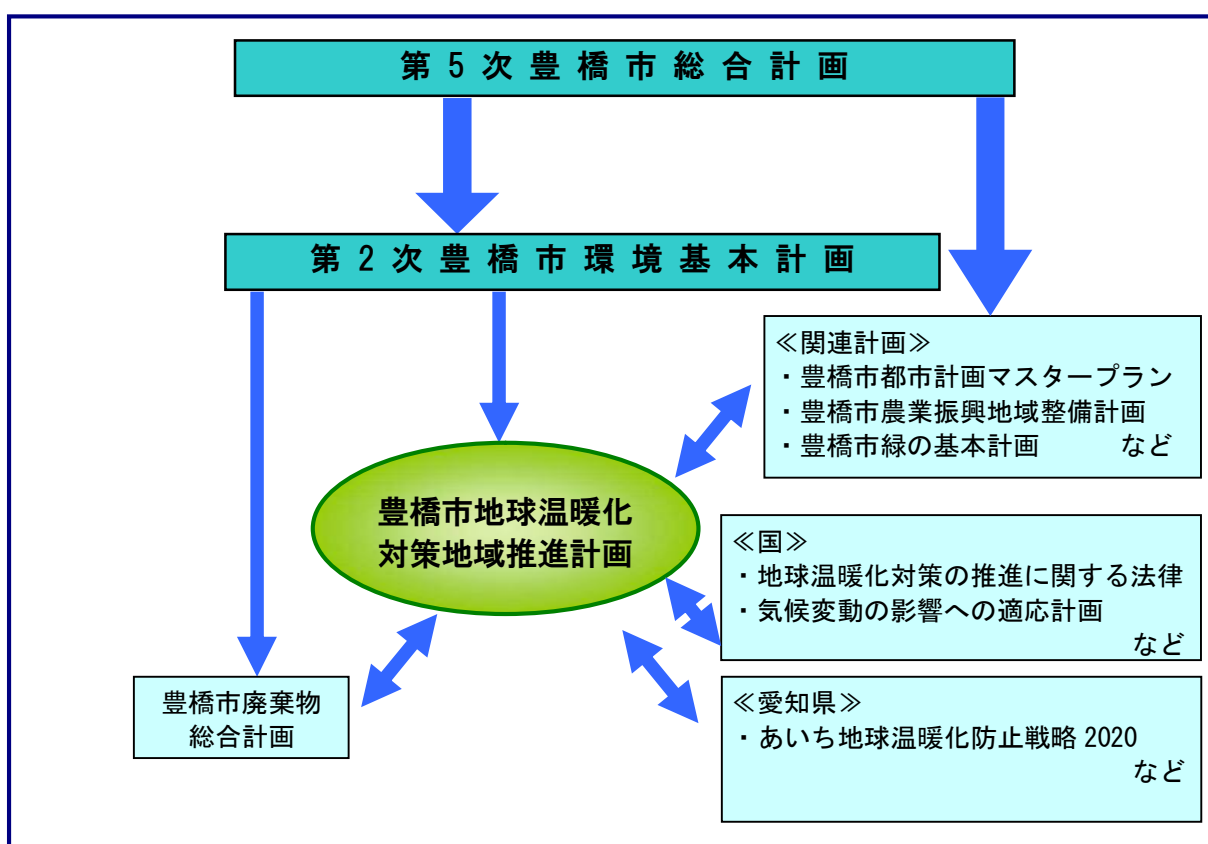
東日本大震災後のエネルギーを取り巻く環境や節電・省エネ意識などの社会経済状況の大きな変化を踏まえ、地球温暖化に関する取り組みをさらに一歩進めるため、現行計画を改訂するものです。

1. 3 計画の位置づけと役割

本計画は、地域内の全ての経済活動や家庭生活より排出される温室効果ガスの削減を進めるため、国及び県の進める地球温暖化対策や「第5次豊橋市総合計画」及び「第2次豊橋市環境基本計画」との整合を図るとともに、関連計画の環境関係施策とも整合・連携させることにより、本市の地球温暖化に関する施策を推進するための計画として位置づけます。

また、温対法において、地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、特例市）に策定が求められている計画として必要な条件を満たしたものとします。

さらに、各種事業の推進により、市民ならびに事業者にも地球温暖化対策を促すとともに、国、県及び近隣市町村とも連携を図ることで、市域の温暖化対策はもとより広域、さらには地球環境全体の温暖化防止にも貢献するものとします。



1. 4 計画の期間

現行計画の対象期間は、平成22年度（2010年度）から平成32年度（2020年度）までの11年間であり、今回の改訂に伴う施策等については平成28年度（2016年度）からの5年間で取り組みます。

1. 5 計画の対象範囲

本計画は、地理的な範囲を豊橋市の行政区域全体とし、計画の目標を達成するうえで必要となる施策に関連する全ての分野を対象とします。また、主体は「市民」、「事業者」、「市（行政）」とします。